

愛媛県の健康危機管理体制について

健康危機とは...

健康危機とは、感染症、食中毒、毒劇物、飲料水汚染、その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康を脅かす事態をいいます。

健康危機管理とは、健康危機の発生予防、拡大防止、医療の確保等を行う業務のことをいい、県は適正な対応に努めます。

健康危機の事例

(1) 感染症

概要	感染症とは、細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱、下痢、咳等の症状がでることをいいます。感染症には、人から人にうつる伝染性感染症以外に、破傷風、ツツガムシ病などのように人から人にうつることなく、動物や昆虫からあるいは傷口から感染する等の非伝染性感染症も含まれます。
事例	<ul style="list-style-type: none">・新たな（未知の）感染症の発生・一類感染症（エボラ出血熱など）・バイオテロリズムとしての天然痘や炭疽の発生・特定の感染症の地域内での大流行・地域・施設内での集団発生・災害に伴う衛生環境の悪化 等

(2) 食中毒

概要	人体に病原性を示す微生物や、有害な物質を含む飲食物を摂取した結果生じる健康被害
事例	<ul style="list-style-type: none">・会食、旅館等の食事、学校・事業所での集団給食等により発生・折詰弁当等によるもので患者が複数家族に発生・ふぐ、毒きのこ等自然毒により中毒が発生・毒物劇物による食中毒の疑い 等
主な症状等	嘔吐、腹痛、下痢、発熱 等 原因物質（微生物、自然毒、化学物質等）により症状が異なります。

(3) 毒劇物

概要	塩酸、ひ素等「毒物及び劇薬取締法」に規定する毒物及び劇物や、アトロピン等薬事法に規定する毒薬及び劇薬等の飲食物への混入、飛散流出事故などによる健康被害
事例	・ 飲食物へのひ素等の毒物劇物混入事故が発生した場合 ・ 毒物劇物の飛散、流出により周辺地域に重大な影響を及ぼす場合 等
主な症状等	嘔吐、腹痛、下痢、痙攣、目やのどの痛み、気分不快 等

(4) 飲料水

概要	O157 などの細菌、クロプトスポリジウムなどの原虫及び化学物質による汚染による健康被害
事例	・ 異常な湧水や洪水等で、原水の水質が著しく悪化 ・ 水源の上流で汚染が確認されたなど、原水の水質異常 ・ 水源及び給水区域付近で、消化器系の感染症が流行 ・ 浄水過程に異常があり、病原微生物や有害物質が除去できない場合 ・ 浄水場以降の過程で病原微生物や有害物質により汚染 ・ 井戸水から有害物質が検出 ・ 簡易専用水道施設内で病原微生物や有害物質による汚染がある場合 等
主な症状等	嘔吐、腹痛、下痢、血便、悪心、頭痛 等

(5) その他

概要	・ 阪神・淡路大震災等の自然災害、毒物混入カレー事件等の犯罪、JCOによる東海村臨界事故等の放射線事故、サリン事件など化学兵器、毒劇物等を使用した大量殺傷型テロ事件、えひめ丸事故等PTSDの発生を伴う事態、原因不明の健康被害 等
----	--